

加美町物価高騰対策事業者支援金 のおしらせ

町内事業者の方へ

原油高騰や物価高騰等で経費負担増により影響を受けている事業全般に広く使える**支援金（1事業者につき10万円）**を交付し、事業の継続を支援します。

■対象事業者 **町内で事業を営む中小企業者（法人・個人事業主）**

■交付対象要件

- (1) 町内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に指定される業種である
- (2) 令和7年8月以前から町内において事業を行っており、町内において事業継続の意思がある
- (3) 事業に係る経費（燃料費、光熱費）の合計額が、対象事業年度の該当月とその前年度の該当月を比較して**10%以上増加**している
（対象年度：令和6年4月から令和7年8月までのいずれかの月）
- (4) 令和7年3月31日までの納期限の町税を滞納していない
- (5) 比較対象となる年度の事業収入が10万円以上である
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない

■支援金額 **1事業者につき10万円**

■申請期間 **令和8年1月30日（金）まで**

※申請期限に関わらず予算の都合により、受付を終了する場合があります。

※中小企業信用保険法第2条第5項第5号

（セーフティネット保証5号）は下記の14

業種を除くすべての業種が対象となります。

農業／漁業（水産養殖業を除く）／水産養殖業／
銀行業／協同組織金融業／貸金業、クレジットカード業等
非預金信用機関／金融商品取引業、商品先物取引業／
補助的金融業／政治・経済・文化団体／宗教／
外国公務／国家公務／地方公務／分類不能の産業



【問い合わせ・申請先】

加美町役場 商工観光課 ☎0229-63-6000 FAX0229-63-3398